

江の島紀行 関連三題

史料A 松平定信 海岸巡検で神奈川宿本陣に宿泊

四月六日

浦々御見分御用御帰り

一 松平越中守様

銀三枚 代金貳両壹分被下候 御取次 有賀平八様

右は伊豆・駿河・相模・上総・下総国々浦々御見分御用に付、御帰府の節、

金沢町屋御泊にて相州甘縄之古城御見分、夫より当駅青木町三沢野

道より西向寺裏通権現山見分、観音男坂より御徒歩にて御下り、御着被遊候、

御本陣付御人数拾壹人、外には御下宿より詰合御勤被成候、御発駕
上 百四十八文 八人
下 百廿四文 三、

賄方之儀は其手連にて御用向は無御座候、其御仕出しは、一汁一さいにて気を付可申候

御庭之廻りに幕打、見越なき様可致事、御幕御紋、葵之御紋七つ星也

御下宿廿五軒、外に日用方宿舎所、御出立後、御下宿札不残揚、御掛札は拔に

御座候得共、御持被成御紙札を被下候御札に白川侍従宿と有之候、右は

御金渡御一同に有賀平八殿より御渡被遊候、右御本陣支度拾壹人分は

皆々御台所に御座候、静成御箔に御座候

松平定信 海岸巡検

三月十八日 江戸出発

二十二日 伊豆下田

四月二日 佐島

三崎、金沢

四月六日 神奈川

四月九日 江戸帰着



史料B 泥亀新田の再開発に付嘆願書

乍恐以書付奉願上候

一 御領分武州久良岐郡宿村組頭藤助奉申上候、
字小泉新田之義、荒塩場之處、去る天明五巳年
御開発被仰付、難有御請仕、御普請仕候場所
堤惣土手八拾三間之所、追年小破ひ等、自分にて
仕置候處、年来相立候て、去卯年閏九月二日、大風
雨にて、山合いより出水多、瀬戸橋内入江潮満ち、大浪にて
洗ひ、土手五間程押切り、根直之儀、沼に御座候得ば
深さ五六尺堀切、芥藻草等流れ入、田耆反余り
稲毛配荒し申候間、依之土手普請仕度候得とも
自力に相叶ひ不申候間、御時節柄も不顧、去る卯
十二月、御普請御入用高仕様帳奉差上候所、今般
猶又巨細に相調、相成丈減方致し積り書可差出哉之旨
被仰渡、承知奉畏候得共、右別紙手詰之仕様帳
奉差上候通不仕候ては、大浪にて損じ候間、何卒
右願之通御見分之上、被仰付度偏に奉歎願候、
尤御入用御下げ金之儀は、当辰年より三ヶ年賦御下げ金
被成下置候様仕度奉存候、何卒格別之御慈悲を以
此段御聞濟之程奉願上候、以上

宿村願人

組頭 藤助

天保十五辰年四月

〃 〃 甚内 権右衛門

金沢地方

御役所

史料C 憲法草案盗難の顛末

大正貳年九月廿一日 郡書記桐原敏男氏より照会に付回答

伊藤公憲法資料盗難之顛末

明治（二十年と覚ゆ）月日は八月六日夜

盗難場所 東屋（一ノ瀬安右衛門）北隅に当る草葎大

座敷（現今は建替しあり）

発見場所 右座敷より北に接したる東屋囲中畑

但翌七日朝発見

右憲法草案按中、伊藤公は夏島にありて宿泊せず

被害者伊東巳代次氏にして、当夜は同氏と金子賢太郎氏

二人にて、各々座敷を異にして宿泊し居られ、伊東巳代次

氏座敷に賊忍び入り、同氏所有力バン大なる者を持出し

翌朝盗難に氣付き、所々搜索の上

前記座敷の北に当る畑中に力バン口を開きし俣投棄しあり、

其盗難力バン在中の書類が所謂憲法資料之重要なる筆

記書類、夫に金時計と紙幣八十円程、外に雑品

就中書類のみは懸賞にても搜索し得たしと、深沈数時

暫なりして畑中に力バンの発見に際し取調たるに、書類は総

て散乱しられとも、一葉も紛失を免れ、巳代治氏所有の時計

と紙幣、外に雑品盗難に罹り、同氏の悦び雀躍も譬へん

方なき態度なる事を記憶せり

金沢塩業関係 二題

史料D 塩売買をめぐる争い

一 此度、六浦三ヶ村にて下り塩買入致、売買候所、洲崎村・町屋村・寺前村・泥龜新田、右四ヶ村相談を以、六浦三分へ及掛合に候は、下り塩当所へ買入候ては、金沢塩之支障に相成り、大勢之難儀に有之候間、此段致勘弁呉候様及相談に候処、六浦三ヶ村申候は、所塩一向無之、他国之塩成り共、不致売買候ては家業渡世も無之候故、買入れ渡世いたし候段及挨拶に、双方彼是出入候に付、隣村之事故峠村・坂本并双方より亍人宛取掛り、致内済候は、向後他国之塩買入度時は、所之塩相場相互に聞合せ、直段引合不申候はば、双方相談之上、下り塩買取可致、商売之旨、取扱を以及内済に候、以来駄賃・薪等不依何事に、一切是迄之通り取遣り可致融通候、然上は自今相互に意趣逆恨無之候、為後日為取替、連印證文扱人加判、仍て依而如件

天明三癸卯年九月 日

史料E 製塩業支障につき嘆願

乍恐以書付奉御訴申上候事

武州久良岐郡金沢領釜利谷

御領分 赤井村

宿 村

右三ヶ村百姓、乍恐此度御訴奉申上候、内川入江新田御開発に付、岸彦次郎様并御代官江川太郎左衛門様御手代高橋弥内殿御越被成、此度御新開之儀に付相願申候筋も有之候はば、可申出之旨被仰渡候間、左之通願書差上候写

紅葉山御神領 坂本村

米倉丹後守領分 赤井村

同 宿 村

右三ヶ村百姓乍恐願上候、此度内川入江新田

御開発に付、段々被仰付候趣奉畏候、然所、三ヶ村

之儀は、塩場家職專一に仕候村方に御座候、依之新田

御開発に付ても手子川筋汐入無滞、塩家職仕度

奉存候、殊に塩手山と申候て、茅野山尽高免之塩所

有之候、右之通塩場并塩手山之儀は御取箇高免にて

(以下略)